

改 正 案

現 行

<p>第三十七條（差止請求権） （略） 第二項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の（プログラム等）（特許法第二條第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）（を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>第三十七條（差止請求権） （略） 第二項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の（プログラム等）（特許法第二條第四項に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）（を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。</p> <p>3（略）</p>
<p>第三十八條（侵害とみなす行為） 物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをい）、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等）の目的の展示を含む。以下同じ。）をすることを、当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p>	<p>第三十八條（侵害とみなす行為） 物品の製造にのみ使用する物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをい）、その輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡し、貸し渡し、若しくは当該意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなす。</p>
<p>第四十四條（回復した意匠権の効力の制限） 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四條第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後、意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>二（略） 一 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為</p>	<p>第四十四條（回復した意匠権の効力の制限） 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四條第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後、意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>二（略） 一 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為</p>
<p>第五十五條（再審により回復した意匠権の効力の制限） （再審により回復した意匠権の効力の制限） 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>二（略） 一 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為</p>	<p>第五十五條（再審により回復した意匠権の効力の制限） （再審により回復した意匠権の効力の制限） 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したときは、意匠権の効力は、当該審決が確定した後再審の請求の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。</p> <p>二（略） 一 善意に、当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ使用する物を製造し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をした行為</p>